

石川県公報

平成30年7月20日

第13124号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課)	1	○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定の失効 (薬事衛生課)	2
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (同)	1	○県道の区域の変更 (道路整備課)	3
○指定居宅サービス事業者の事業の廃止の届出 (同)	2	○県道の供用の開始 (同)	3
○指定介護予防サービス事業者の事業の廃止の届出 (同)	2	○特定非営利活動法人の設立認証申請公告 (県民交流課)	3
		○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告 (同)	4

告 示

石川県告示第340号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。
平成30年7月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
1771300686	株式会社 ニルヴァーナ	福祉用具事業所ニルヴァーナ 野々市市本町3丁目6番31号	平成30年 6月9日	福祉用具貸与
〃	〃	〃	〃	特定福祉用具 販売
1770200606	SOMPOケア株式会社	SOMPOケア 七尾 訪問介護 七尾市神明町口部6番地1	平成30年 7月1日	訪問介護
1770700373	〃	SOMPOケア 羽咋 訪問介護 羽咋市旭町コ112-1	〃	〃
1750380204	医療法人社団 田谷会	介護老人保健施設 グリーン・ポート小松 小松市岩渕町46番地2	〃	訪問リハビリ テーション
1750380345	〃	介護老人保健施設 レイクサイド木場 小松市三谷町そ80番地	〃	〃

石川県告示第341号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年7月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
1771300686	株式会社 ニルヴァーナ	福祉用具事業所ニルヴァーナ 野々市市本町3丁目6番31号	平成30年 6月9日	介護予防福祉 用具貸与
〃	〃	〃	〃	特定介護予防 福祉用具販売
1750380204	医療法人社団 田谷会	介護老人保健施設 グリーン・ポート小松 小松市岩淵町46番地2	平成30年 7月1日	介護予防訪問 リハビリテー ション
1750380345	〃	介護老人保健施設 レイクサイド木場 小松市三谷町そ80番地	〃	〃

石川県告示第342号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成30年7月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	廃 止 し た サービスの種類	廃止の届出 を受理した 年 月 日
1770200499	株式会社 ジャパンケ アサービス	ジャパンケア七尾 七尾市神明町ロ部6番地1	訪問介護	平成30年 5月31日
1770700241	〃	ジャパンケア羽咋 羽咋市旭町コ112-1	〃	〃
1712210614	白山石川医療企業団	公立つるぎ病院 白山市鶴来水戸町ノ1番地	短期入所療養介 護	〃

石川県告示第343号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成30年7月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	廃 止 し た サービスの種類	廃止の届出 を受理した 年 月 日
1712210614	白山石川医療企業団	公立つるぎ病院 白山市鶴来水戸町ノ1番地	介護予防短期入 所療養介護	平成30年 5月31日

石川県告示第344号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失ったので告示する。

平成30年7月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 失効した知事指定薬物の名称

- (1) 2-メトキシ-N-フェニル-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]アセタミド及びその塩類
- (2) 2-([2-(4-ヨード-2,5-ジメトキシフェニル)エチル]アミノ)メチルフェノール及びその塩

類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に掲げる薬物に該当すると認められるに至ったため

3 失効の日

平成30年6月30日

4 罰則の適用

条例第24条から第28条までの規定は、上記の知事指定薬物の指定がその効力を失う前にした当該知事指定薬物に係る行為についても、適用する。

石川県告示第345号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成30年7月20日から同年8月3日まで縦覧に供する。

平成30年7月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
七尾羽咋線	七尾市国分町エ51番1地先から 七尾市国分町エ52番1地先まで	旧	15.98~17.76 96.5	
		新	16.45~25.55 96.5	

石川県告示第346号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成30年7月20日から同年8月3日まで縦覧に供する。

平成30年7月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
七尾羽咋線	七尾市国分町エ51番1地先から 七尾市国分町エ52番1地先まで	平成30年7月20日	中能登土木 総合事務所 維持管理課

公 告

特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成30年7月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成30年7月2日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 石川県コンクリート診断士会

3 代表者の氏名

古川 博人

4 主たる事務所の所在地

野々市市住吉町12番地27号

5 定款に記載された目的

この法人は、社会インフラの維持管理に貢献するため、コンクリート診断等の技術を有する人材育成、診断技術の向上・改善および、社会の発展や安全に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成30年7月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成30年6月26日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 こぐまの家

3 代表者の氏名

下崎 睦子

4 主たる事務所の所在地

白山市専福寺町224番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、乳幼児、学童、障害者（児）、高齢者に対して、通所サービスに関する事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

1 申請のあった年月日

平成30年6月29日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 いしかわ介護ボランティアセンター

3 代表者の氏名

澤 信俊

4 主たる事務所の所在地

金沢市西念1丁目12番22号労済会館2階

5 定款に記載された目的

この法人は、助け合いの精神に基づき高齢者等の日常生活に対して、家事、生活、移送支援等に関する事業を行い、健康で安心して暮らしていくことのできる新しい地域づくりを推進し、活力ある長寿社会の増進に寄与することを目的とする。

1 申請のあった年月日

平成30年6月29日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 深田久弥と山の文化を愛する会

3 代表者の氏名

紋谷 友幸

4 主たる事務所の所在地

加賀市大聖寺番場町18番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、深田久弥と山の文化に関する資料を収集・保存・展示し、山の愛好者のみならず広く一般市民に深田久弥と山の文化を啓蒙し、もって山を愛し、自然を愛し、ふるさとを愛する心を醸成し、山の文化の振興と地域住民のふるさとづくりに寄与することを目的とする。

1 申請のあった年月日

平成30年6月28日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 地域支援センターポレポレ

3 代表者の氏名

沼澤 千加

4 主たる事務所の所在地

金沢市三小牛町イ3番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人とその家族に対して、相談、情報提供、具体的な支援に関する事業を行い、地域社会の福祉に寄与することを目的とする。

